十三　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十五年度から令和四年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六〇
十四　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十五年度から令和四年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五二
十五　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和四年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二七

別表第二道府県の項中「九、一〇〇」を「九、四一〇」に、「一、〇九三、〇〇〇」を「一、〇八二、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一七、七〇〇」を「一八、六〇〇」に、「二、二一〇、〇〇〇」を「二、二〇三、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「令和三十五年度」を「令和三十四年度」に、「二十九兆六千百二十二億九千五百四十万千円」を「二十八兆三千百二十二億九千五百四十万八千円」に、「、令和五年度」を「、令和六年度」に、「二十五兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十四兆八千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項の表中「令和五年度　五千億円」を削る。

附則第五条中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「同項第六号に掲げる額」を「同項第六号及び第七号に掲げる額の合算額」に改め、同条第二項中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第三項中「令和五年度から令和二十六年度まで」を「令和六年度から令和二十六年度まで」に、「、令和五年度」を「、令和六年度」に、「から令和十二年度までの各年度に」を「にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和十年度にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十一年度及び令和十二年度に」に、「第三号」を「第五号」に、「第四号」を「第六号」に、「令和二十五年度までの各年度に」を「令和十八年度までの各年度に」に、「同号」を「第七号」に、「、令和二十六年度」を「、令和十九年度から令和二十六年度までの各年度」に、「第五号」を「第八号」に改め、同項第一号の表中「千二百十七億円」を削り、「四百五十五億円」を「五百九十九億円」に、「四百二十八億円」を「四百二十一億円」を「九百六十一億円」に改め、同項第二号中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同項第三号中「令和九年度から令和十二年度までの各年度分」を「令和十年度分」に改め、同項第四号中「令和十三年度から令和二十五年度まで」を「令和十年度分」に、「九百八十二億六千七百六十九万四千円」を「千九百九十五億八千九百十二万二千円」に改め、同項第五号中「令和二十六年度分」を「令和十一年度分及び令和十二年度分」に、「九百八十二億六千七百七十万二千円」を「千六百三十三億四千五十八万二千円」に改め、同項に次の三号を加える。

六　地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十三年度分及び令和十四年度分の交付税の総額から減額する金額　六百七十五億八千九百十二万三千円

七　地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十五年度から令和十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額　六百七十二億八千九百十二万三千円

八　地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和十九年度から令和二十六年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額　九百二十二億二千九十四万千円

附則第十条第三項中「令和二年度」を「前項に規定するもののほか、令和二年度」に改め、「（平成十九年法律第六十四号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令和五年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附則第十一条第二項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

附則第十二条の四第一項中「附則第十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「附則第十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二の見出し及び同条第一項中「令和二年度から令和四年度まで」を「令和五年度から令和七年度まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和五年度分の地方交付税から適用し、令和四年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和五年度の予算から適用する。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第四条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「附則第十条第三項」を「附則第十条第四項」に改める。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄